

## 札幌響くらぶ会則の一部改正について

札幌響くらぶ会則（平成8年8月20日設立総会）の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「特別会計」を「コンサートに関する委員会を除き、普通会計で処理し、コンサートに関する委員会は特別会計」に改める。

第24条第3項中「費、楽譜支援金、法人維持会員会費、札幌交響楽団支援に要する経費及び前条の委員会運営に要する経費」を削る。

附 則（平成23年4月23日）

この会則は、平成23年4月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

### 改正の趣旨

特別会計は札幌響くらぶコンサート等コンサート運営に関する専用会計とし、楽譜支援金及び法人維持会員会費、札幌交響楽団支援に要する経費、コンサートに関する委員会を除いた委員会運営に要する経費に関する会計を普通会計で処理することに伴う所要の改正をしました。

札幌響くらぶ会則一部改正案新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
第23条 （省略）	(委員会) 第23条 札幌響くらぶの事業の実施その他において必要があるときは、その都度実行委員会等委員会を設置することができる。
2 （省略）	2 委員会の委員は、役員及び事務局スタッフをもって充てる。必要があるときは会員の中からも充てることができる。
3 （省略）	3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
4 委員会の会計は、 <u>コンサートに関する委員会を除き、普通会計で処理し、コンサートに関する委員会は特別会計で処理する。</u>	4 委員会の会計は、 <u>特別会計</u> で処理する。
第24条 （省略）	第24条 会計は、普通会計及び特別会計とする。
2 （省略）	2 普通会計は、札幌響くらぶの運営に関する会計とする。

新 条 文	旧 条 文
<p>3 特別会計は、コンサート運営に関する会計とする。</p> <p>附 則（平成23年4月23日総会承認）</p> <p>この会則は、平成23年4月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>	<p>3 特別会計は、コンサート運営費、楽譜支援金、法人維持会員会費、札幌交響楽団支援に要する経費及び前条の委員会運営に要する経費に関する会計とする。</p>